

報告第16号

専決処分について報告の件

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

令和元年12月3日提出

芽室町長 手島 旭

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 49,390円
- 2 損害賠償の相手方 [REDACTED]

令和元年11月8日 専決処分

説 明

令和元年10月15日午後0時30分頃、町道上美生十六号線を北から南へ走行中、芽室町上美生6線6番地11地先の道路のグレーチングが外れていたことにより、左前輪タイヤ及びホイールを損傷させたものであります。

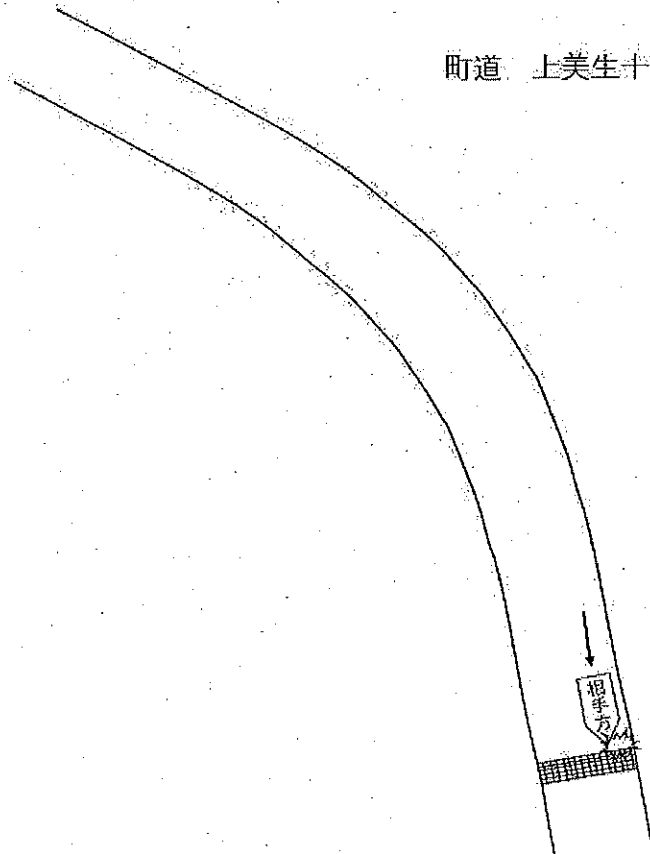
位置図



事故発生状況図

至
清水
方面

町道 上美生十六号線



至
上美生
方面